

宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会規約第14条の規定に基づき、宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、宇部市及び山陽小野田市（以下「2市」という。）の負担金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は毎年会計年度歳入歳出予算を調整し、年度開始前に協議会の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により承認を得たときは、当該歳入歳出予算書の写しを速やかに2市の長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は協議会にかかる規定予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、速やかに協議会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

(出納及び現金の保管)

第4条 協議会の出納は会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が銀行その他の金融機関に預けなければならない。

(協議会の出納員)

第5条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会の出納員（以下「出納員」という。）を命ずることができる。

2 出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続き)

第6条 協議会の予算にかかる収入及び支出の手続きは、別に定める様式により行うものとする。

2 出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(決算等)

第7条 会長は、毎会計年度終了後遅滞なく、協議会の決算を調整し、協議会の監査委員の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

2 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、第2条第3項の規定を準用する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成23年1月4日から施行する。

2 平成22年度については、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回の」と読み替えるものとする。